

在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入

平成 13 年 (2001 年) 1 月 11 日

本日、我が国政府及び米国政府は、日米合同委員会において、我が国の緊急車両等による在日米軍施設・区域への限定的、かつ、人道的立入について合意した。本件合意は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入（通行）する手続を定めたものである。

本件立入は、沖縄県をはじめ関係自治体からの強い要請を受け、日米間で鋭意交渉を行っていたものである。本件合意により、緊急車両等の通行が迅速化され、関係住民の福利向上に資すると思われる。

本件合意の主なポイントは次のとおり。

- 1 在日米軍は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等（消防車、救急車、ヘリコプター等のすべての車両、船舶及び航空機）による在日米軍施設・区域への立入（通行）を許可することができる。人道上重要で緊急を要する事態とは、もし立入が許可されなければ人間の生命や身体に差し迫った危険があるか又は過度の苦痛が生じかねない事態や我が国の災害救援活動を支援するよう在京米国大使館が認定する事態をいう。
- 2 本件立入（通行）の申請は、本件立入を希望する団体（緊急車両等を運用する者）から現地政府当局（各防衛施設局等）に対し提出され、同当局の審査を経た後、現地米軍当局に提出される。当該立入申請が米国側にとって受け入れられる場合、申請者と現地米軍当局との間で所定の「現地実施協定」が締結される。所定の書式は、日米両政府によって合意されている。
- 3 個々の立入（通行）に必要とされる調整及び承認手続は、現地実施協定で具体的に規定されることとなる。